

# 申請の手引き

## 1 対象者

### (1) 飲食店（食堂、レストラン、居酒屋、焼肉店、バー など）

・次のア.とイ.の両方に該当する事業者が対象です。

ア.通常営業で夜9時以降も営業していること      イ.酒類を提供していること

※宿泊業と持ち帰り・配達飲食サービス業は除きます。ただし、カラオケボックス業については、食品衛生許可証の交付を受けている事業者に関し、飲食店に含めます。

### (2) 運転代行業

・令和2年度タクシー・ハイヤー事業維持対策支援金の交付を受けない事業者が対象です。

## 2 給付金額

### (1) 1事業者あたり 20万円

### (2) 県内で複数店舗を経営する事業者 30万円

※単独店舗の事業者でも、従業員を6人以上雇用している場合は、30万円です。

## 3 申請期間

令和2年12月21日（月）～令和3年2月26日（金）必着

## 4 対象要件

- (1) 山形県内に本社や本店がある中小企業・小規模事業者や個人事業主であること
- (2) 「令和2年10月、11月、12月のいずれかの売上げ」が、「前年同月の売上げ」に比べて、30%以上減少していること
- (3) 業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」に沿って、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施していること
- (4) 給付金の受給後も事業を継続すること
- (5) 給付金交付要綱第2条第1項第9号に定める暴力団等に該当しないこと

## 5 申請書類及び添付書類

「令和2年度山形県飲食業等緊急支援給付金申請書兼実績報告書」は、以下の書類を添付のうえ、記入例を参考に記入してください。

※飲食店は次ページ以降の(1)～(5)の全ての書類が必要で、運転代行業は(1)及び(3)～(5)の書類が必要となります。申請金額が30万円の場合は、加えて(6)の書類が必要となります。

※「申請書兼実績報告書」は、山形県ホームページからダウンロードのうえ、記入してください。

ダウンロードや印刷が難しい場合は、近くの総合支庁や市町村、最寄りの商工会・商工会議所でも様式をお配りしております。

## (1) 食品衛生許可証（飲食店）の写し又は認定証（運転代行業）の写し

※申請書の「2事業者概要」の「主たる店舗の名称（屋号）」と「主たる店舗の所在地」は、こちらの書類から転記してください。

### ① 飲食店：食品衛生許可証の写し（県内に店舗が複数ある場合は、2店舗分）

- ・県内の保健所が交付した食品衛生許可証を添付してください。  
※有効期限が切れてないことを確認してください。

### ② 運転代行業：認定証の写し

- ・山形県公安委員会が交付した認定証の写しを添付してください。

## (2) 飲食店にあつては、通常営業で夜9時以降も営業していること、酒類の提供を行っていることが分かる書類(次の両方を添付してください。県内に店舗が複数ある場合は、2店舗分必要です。)

### ① 通常営業で夜9時以降も営業していることが分かる書類

- (例) 店舗看板の写真、ホームページを印刷したもの、店舗の名刺 など  
※必ず店舗名と営業時間の両方が分かるものを添付してください。

### ② 酒類の提供を行っていることが分かる書類

- (例) メニュー表の写しや写真、ホームページを印刷したもの など

※運転代行業を営む事業者は両方とも添付不要です。

## (3) 売上を比較する月(令和元年10月、11月、12月)を含む期間の確定申告書の写し(收受日付印があるもの)

※申請事業者の業種は、原則として、当該書類によって判断します。

※e-Taxで確定申告した事業者は、次のいずれの場合でも、受信通知(メール詳細)の写しを添付してください。(受信通知の「種目名」欄が「所得税及び復興特別所得税の確定申告書」となっているもの)

※自然災害(台風19号)の影響により、売上を比較する月(令和元年10月、11月、12月)の売上げが例年より著しく少なかった場合は、平成30年10月、11月又は12月を含む確定申告書の提出により、平成30年と令和2年の売上げを比較することができます。

この場合、罹災証明書の添付が必要となります。ただし、直接被害を受けてない事業者であつて、台風19号の影響により、売り上げが著しく減少した場合は、その影響を具体的に記載した理由書を添付してください。

### ① 法人の場合(次の両方を添付してください。)

ア.確定申告書別表一の写し

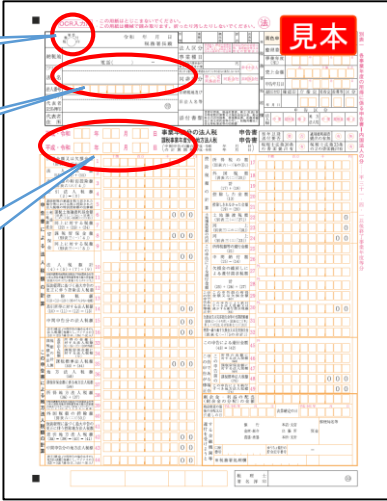
イ.法人事業概況説明書の写し(両面)

ア. 確定申告書別表一

收受日付印があることを確認してください。

申請書の「申請事業者」の欄は、こちらから転記してください。

今年と前年の売上げを比較できる事業期間であることを確認してください。



イ. 法人事業概況説明書（両面）

- ・両面を添付してください。

法人事業概況説明書 F81002

収受日付印があることを確認してください。

今年と前年を比較できる月の売上げが記載されていることを確認し、申請書の「3要件確認」の令和元年の売上金額を記入してください。

② 個人事業主の場合

ア. 青色申告の場合（次の両方を添付してください。）

- ・確定申告書第一表の写し
- ・所得税青色申告決算書の写し（ページ1とページ2）

イ. 白色申告の場合

- ・確定申告書第一表の写し

※所得税青色申告決算書が無い場合、又は白色申告の場合は、確定申告書第1表㊦の金額を12で割った金額を、比較する月（令和元年10月、11月又は12月分）の売上げとしてください。

・確定申告書第一表

令和元年分であることを確認してください。

マイナンバーは、黒塗りして見えないようにしてください。

申請書の「申請事業者」の欄は、こちらから転記してください。

所得税青色申告決算書が無い場合、又は白色申告の場合は、㊦の金額を12で割った金額を、申請書の「3要件確認」の令和元年の売上金額としてください。

収受日付印があることを確認してください。

・所得税青色申告決算書の写し

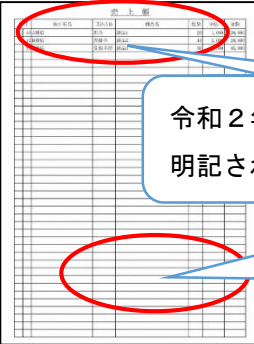
（ページ1とページ2）

令和元年度10月、11月又は12月の売上げが記載されていることを確認し、申請書の「3要件確認」の令和元年の売上金額を記入してください。

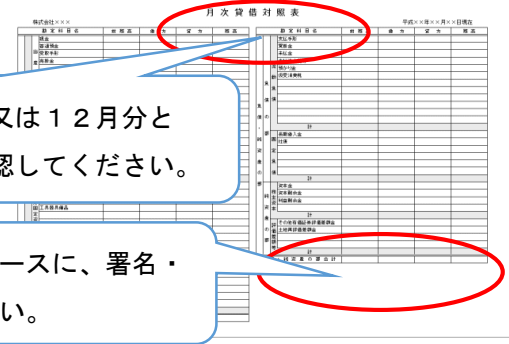
#### (4) 令和2年10月、11月又は12月の売上げが分かる書類

- ・売上台帳、月次残高試算表など、前年同月と比較して30%以上減少した月（令和2年10月、11月又は12月）の売上げが分かる書類

・売上台帳



・月次残高試算表



令和2年10月、11月又は12月分と明記されていることを確認してください。

必ず、空きスペースに、署名・押印してください。

#### (5) 振込先口座が分かる通帳の写し（申請事業者名義のものに限る。）

- ・給付金振込先の通帳の「金融機関名」、「支店名」、「口座の種類」、「口座番号」、「口座名義（カタカナ）」が記載されたページの写し

#### (6) 申請金額が30万円の場合に必要な書類

##### ① 県内に店舗が複数ある事業者

- ・主たる店舗分を含む2店舗分の次の書類

ア.食品衛生許可証の写し

イ.通常営業で夜9時以降も営業していること、酒類の提供を行っていることが分かる書類

##### ② 従業員を6人以上雇用している事業者

- ・売上げが30%以上減少した月の末日時点で、従業員を6人以上雇用していることを証する書類

(例) 雇用保険の適用事業所台帳ヘッダー2（ハローワーク発行）の写し、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（年金機構発行）の写し、雇用契約書の写し、雇用条件等通知書の写し、源泉徴収票の写し、賃金台帳の写し、出勤簿の写し など

※従業員には、会社役員、個人事業主本人又は親族従業員、2カ月以内の短期雇用又は日雇い雇用の従業員は含みません。

## 6 申請方法

新型コロナ感染拡大防止の観点から、以下の郵送先への郵送でのみ受け付けます。

地域	郵便番号	住所	課名	電話番号
村山地域	990-2492	山形市鉄砲町2-19-68	村山総合支庁 地域産業経済課	023-621-8442
最上地域	996-0002	新庄市金沢字大道上2034	最上総合支庁 地域産業経済課	0233-29-1306
置賜地域	992-0012	米沢市金池7-1-50	置賜総合支庁 地域産業経済課	0238-26-6045
庄内地域	997-1392	三川町大字横山字袖東19-1	庄内総合支庁 地域産業経済課	0235-66-5484

※郵送の際は、封筒に「**給付金申請書在中**」と**朱書き**してください。

## 7 問合せ先（山形県飲食業等緊急支援給付金コールセンター）

電話番号：フリーダイヤル 0120-120-472

受付期間：令和3年1月4日（月）～（土日祝日を含む）

受付時間：午前8時30分～午後5時30分まで